

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定し、  
ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第41号

## 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例(平成18年飯塚市条例第139号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(障がい者施設等に入所した場合の特例)  第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、飯塚市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障がい者支援施設、 <u>同条第18項</u> に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、 <u>同条第29項</u> に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設(介護保険特定施設)、同条第25項に規定する介護保険施設(以下「障がい者施設等」という。)に入所等したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、飯塚市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。	(障がい者施設等に入所した場合の特例)  第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、飯塚市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障がい者支援施設、 <u>同条第17項</u> に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、 <u>同条第28項</u> に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設(介護保険特定施設)、同条第25項に規定する介護保険施設(以下「障がい者施設等」という。)に入所等したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、飯塚市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。
2 (略)	2 (略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。